

## 歩道橋ネーミングライツ実施に伴う文字等の基準

標示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1面で、最大7㎡以下とする。</li> </ul>
ロゴ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30cm(縦)×30cm(横)を標準とする。ただし、協議により、最大45cm(縦)×45cm(横)まで可能とする。</li> <li>・パートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提である。</li> </ul>
提案名称 (企業名等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30cm(縦)×30cm(横)を標準とする。ただし、協議により、最大40cm(縦)×40cm(横)まで可能とする。</li> </ul>
正式名称 (〇〇歩道橋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30cm(縦)×30cm(横)を標準とする。ただし、協議により、最大40cm(縦)×40cm(横)まで可能とする。</li> <li>・提案名称と正式名称は、同一の大きさとするが、標示面等の関係で同一とできない場合は文字比を80%以上とする。</li> </ul>
色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文字色及び背景色は、2色までとする。</li> </ul>
二段書き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二段書きは、視認性等に問題があるため、協議の対象とする。</li> </ul>

注1 : 歩道橋の同一面に、案内標識等がある場合の文字の大きさは、30cm(縦)×30cm(横)以下とする。

注2 : 歩道橋の同一面に、信号機等がある場合には、所轄署との協議状況によるが、ロゴの掲出ができない場合がある。